

平成 30 年度 事業計画の概要

東日本大震災から 7 年が経過しましたが、避難の長期化に伴い避難者が抱える課題は多様化・複雑化してきています。関係機関や専門機関と連携し、避難者の自立再建や避難地域のコミュニティ再生に向けた支援活動を行います。

また、地域の福祉課題・生活課題が多様化・複雑化している中、社会福祉法人に課せられた「地域における公益的な取組」を推進するため、県内全ての社会福祉法人の主体的な取組を支援するとともに、本会自らも日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方々に対する「生計困難者自立支援事業」に取り組みます。

加えて、福祉施設・事業所における人材不足に対する人材確保・育成・定着の支援や生活困窮者自立相談支援事業の一層の推進、東日本大震災以降、相談・利用件数が増加している日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）の適正な実施、さらには、矯正施設を出所した障がい者等の地域生活支援など、本会活動推進計画の基本理念である「だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指す」ため、以下の取り組みにより本県の社会福祉の向上を目指していきます。

<推進項目 1> 調査研究・提言活動 (事業計画書 p5 参照)

社会情勢の変化に伴い必要となる福祉施策等について関係機関に提言するとともに、福祉施策の実現に必要な財源の確保について要望活動を行います。また、本会活動推進計画の中間見直しを行います。

<推進項目 2> 自立に向けた援助活動

(1) 生活困窮者の自立促進 (事業計画書 p6 参照)

生活困窮者本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援等を実施するとともに、地域資源の十分な活用を図る取組を行います。なお、新たに相双事務所を設置し取組を強化します。

(2) 低所得世帯への経済的支援 (事業計画書 p7 参照)

生活福祉資金の貸付にあたっては、自立相談支援機関等と連携し迅速かつ適切に行うとともに、償還指導面接会等の実施により適正な債権管理に努めます。

(3) ひとり親に対する就労支援 (事業計画書 p8 参照)

ひとり親家庭の雇用は依然厳しい状況にあることから、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな就労支援を展開するとともに、求人開拓を通じ、ひとり親の雇用や現状の理解促進を図ります。

また、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。

(4) 矯正施設を退所する障がい者等の地域生活支援 (事業計画書 p9 参照)

矯正施設を退所する障がい者や高齢者について、必要な福祉サービスの利用調整を行い帰住先を確保するとともに、県内帰住者へのフォローアップ業務を実施します。また、関係機関連絡会議や研修会等を通して、本事業への理解を深め、支援体制が構築されるよう取り組んでいきます。

＜推進項目3＞ 福祉サービスの利用者支援

(1) 日常生活の自立支援

(事業計画書 p10～11 参照)

日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）の利用者数は年々増加傾向にあることから、引き続き本事業を適正に執行するとともに必要な予算の確保に努めます。

また、成年後見制度利用促進法の施行に伴う県内の取り組みの推進や法人後見に取り組む市町村社協への支援を行います。

(2) 福祉サービスの第三者評価

(事業計画書 p12 参照)

第三者評価事業の受審に向けた準備や自己評価の実施方法等について、施設のニーズに合わせた個別的支援を通して評価受審を支援します。また、評価調査者の資質向上や受審事務手続き等の効率化に努めます。

(3) 福島県運営適正化委員会

(事業計画書 p13 参照)

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談、助言、あっせん等を行うほか、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するための事業を行い、利用者の利益の保護に努めます。また、福祉サービス施設・事業所が自ら苦情への適切な対応が図られるよう、研修会やマニュアル作成等により事業所を支援します。

【新規】福祉サービス事業所のための苦情対応マニュアル（仮称）の作成

＜推進項目4＞ 広報啓発、情報提供活動

(事業計画書 p14 参照)

総合福祉情報誌『はあとふるふくしま』の誌面をさらに充実させ、県内の最新の福祉情報をわかりやすく発信します。また、ホームページ、フェイスブック、スマートフォン向けコンテンツによる情報発信等を積極的に行います。

＜推進項目5＞ ボランティア・住民参加活動

(1) ボランティア・市民活動の振興

(事業計画書 p15～16 参照)

地域共生社会の実現に向けて、住民自らが生活課題に気づき、その解決に向けた取り組みをするための地域づくりを推進します。

また、各事業を通して行政や福祉施設、学校、NPO団体、企業等の多様な機関・団体との連携を強化し、複合的な課題への包括的な支援体制の構築を図ります。

【新規】コミュニティソーシャルワーク研修の開催

(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

(事業計画書 p17 参照)

希望と活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、生きがいと健康づくりの支援や社会参加活動を推進する事業を行うとともに、高齢者やその家族、認知症に関する相談に対応していきます。

＜推進項目6＞ 福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援

(事業計画書 p18～21 参照)

福祉人材センターの無料職業紹介事業と併せて、福祉の仕事の魅力を伝えるための広報活動や、中・高校生などを対象とした福祉の職場体験・見学会等を実施するなど、施設・事業所における人材確保・育成・定着に向けたきめ細やかな支援を行います。

また、多様な人材の確保のため、特に、中高年層の採用、育成、定着についての情報提供を行い就職促進を図ります。

【新規】中高年層の介護分野における就業促進事例集の作成

＜推進項目 7＞ 社会福祉従事者の資質向上 (事業計画書 p 22 参照)

「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」や施設の種別や職種に応じた研修を行うとともに、福祉人材の定着促進を図るため、施設・事業所におけるキャリアパス制度の構築や新任職員向け OJT (プリセプター) の促進に向けた研修を実施します。

＜推進項目 8＞ 社会福祉従事者の福利厚生への推進 (事業計画書 p 23～24 参照)

社会福祉事業施設団体職員共済事業の適正な運営に努めるとともに、退職共済金管理システムの改修を行います。また、福祉人材の確保・定着のため、福利厚生センターへの加入促進を行います。

＜推進項目 9＞ 市町村社会福祉協議会との協働・支援 (事業計画書 p 25～26 参照)

市町村社会福祉協議会連絡協議会の会長会・局長会・専門委員会と連携しながら、社協運営及び事業推進上の課題解決や職員の資質向上に取り組み、地域福祉活動を推進するとともに、課題解決に向け必要な施策や予算確保について要望活動を行います。

【新規】市町村地域福祉活動計画策定支援事業の実施

【新規】社協と施設の連携による「地域における公益的な取組」推進モデル事業の実施

【新規】生活支援体制整備事業担当職員研修の開催

＜推進項目 10＞ 社会福祉施設等との協働・支援 (事業計画書 p 27～28 参照)

社会福祉制度・施策の動向を踏まえ、各種別部会・協議会の事業活動を推進するとともに、社会福祉法人及び各種別部会・協議会と連携し地域の生活課題等に対応する公益的な取組を推進していきます。

【新規】社会福祉法人経営者協議会各地区情報交換会の開催

＜推進項目 11＞ 民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

(事業計画書 p 29 参照)

民生委員・児童委員の階層ごとに必要な知識と技術等を得るための研修を企画するほか、民生委員・児童委員の互助と共励を基盤に活動の進行を図ります。

また、平成 31 年度本県において開催予定の第 88 回全国民生委員児童委員大会に向けた準備について支援します。

＜推進項目 12＞ 地域課題の解決に向けた社会福祉法人の公益的な取組

(事業計画書 p 30～31 参照)

本会総合企画委員会を「公益的な取組」の推進機関として位置付け、各社会福祉法人及び各種別部会・協議会等と連携し、社会福祉法人の主体的な「公益的な取組」を推進します。

また、本会が実施する生活困窮者等への支援事業対象者のうち、既存の制度では対応できない課題に対応するため、自立生活訓練・就労体験、就職準備等の支援を本会の「公益的な取組」として実施します。

【新規】総合企画委員会による推進

【新規】各種会議、研修等を通じた社会福祉法人の主体的活動の支援

【新規】公益的な取組に関する調査の実施

【新規】 公益的な取組み事例の収集

【新規】 ホームページによる事例紹介

＜東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動＞

(1) 避難者の自立に向けた支援活動

(事業計画書 p 32～33 参照)

行政、避難元・避難先社協、専門機関等と協働・連携し、避難者の自立再建に向けての支援活動を行うとともに、避難者の健康不安と自立再建不安の解消と孤立化防止を目指します。また、避難者生活の実態と活動上の課題を把握・整理し、国・県への提言活動を行います。

【新規】 専門アドバイザーの派遣

【新規】 避難者自立支援地域中期ビジョンの策定

(2) 生活復興ボランティア活動の支援

(事業計画書 p 34 参照)

復興・災害公営住宅への住み替えや避難指示解除に伴う帰還が進む中で、適切なボランティア活動のあり方やニーズを把握し、各地域に応じた支援や理解を促すための正しい情報の発信を行います。

(3) 被災地福祉・介護人材確保支援

(事業計画書 p 35 参照)

相双地域等の福祉・介護人材不足に対応するため、県外から就労する者及び避難地域へ戻り就労する県内避難者に対し研修費や就職準備金の貸付を行います。また、施設等と連携・協働して浜通り地域の福祉・介護の仕事の魅力について情報発信を行います。

＜組織基盤＞

(事業計画書 p 36 参照)

適切な法人運営のため会計監査人を設置し、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ります。また、個人情報保護及び苦情解決の対応について職員への周知・徹底を図り、組織としての危機管理体制を強化します。

【新規】 会計監査人による監査

＜財政基盤＞

(事業計画書 p 37 参照)

補助・委託事業等について、必要経費を確保するための要望活動を積極的に行います。また、福島県総合社会福祉センターの建替等についての具体的な検討を行います。

＜事務局体制＞

(事業計画書 p 38 参照)

震災以降増加している本会事業を効率的・効果的に運営するため、事務局体制、事務分掌及び人員配置等について検討を行います。

基本目標1 >

平成30年度重点目標

変化する福祉ニーズの的確な把握と対応

【推進項目1】

調査研究・提言活動

各社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に対する支援等を行う。

社会福祉制度・施策の動向を踏まえ、諸改革に対応するため県内の施設・事業所の現状を把握するとともに、課題解決に必要な福祉施策の実現に向けて適切な財源を確保するため、行政や政党に対して要望を行っていく。

活動推進計画の中間評価及び見直しを行う。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①調査研究活動の充実	ア) 関係機関等と連携した調査研究活動の実施	公益的な取組に関する調査の実施(後掲)	1回			市町村社協連絡協議会及び各種別部会・協議会等において公益的な取組の状況について把握し、今後の推進について課題等を整理する。
②提言活動の充実	ア) 社会福祉施設・団体との連携・協働による提言活動の実施	総合企画委員会による制度要望・政策提言のとりまとめ	委員会 3回 要望 1回	6月 8月 2月 9月	福島市	施設種別部会・協議会等の代表者から構成される総合企画委員会において、必要な制度要望及び政策提言をとりまとめ、県議会各派及び県保健福祉部等に対して要望書を提出し、適切な予算確保に努める。また、本会の活動推進計画の見直し等について協議する。
		社会福祉関係団体の予算要望及び政策提言のとりまとめ	要望 1回	9月	福島市	次年度の予算編成に対する社会福祉関係団体の要望を取りまとめ、県保健福祉部へ一括要望することで、社会福祉活動の適切な予算確保等に繋げる。

<基本目標2>

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目2】

自立に向けた援助活動

(1) 生活困窮者の自立促進

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援等を実施する。さらに地域における連携を深め、地域資源の十分な活用を図る取り組みを行う。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①生活困窮者自立促進支援	ア) 広報・周知、対象者把握の充実	管内町村・社協・その他関係機関への研修の実施	随時	随時	各事務所単位	事業に密接に関わる町村・町村社協職員等の求めに応じ、自立相談支援事業の研修を実施する。
	イ) 自立相談支援事業の実施	相談窓口の設置	随時	通年	46町村	県保健福祉事務所管内の46町村を対象に、県北地域、県中・県南地域、会津地域、そして相双地域に新たに相談窓口を設けて相談支援員及び就労支援員を配置し、随時、生活困窮者への相談支援、就労支援を行う。
		支援計画策定、支援調整会議の開催	随時	随時		支援対象者ごとに支援計画を策定し、支援に関わる関係機関・団体メンバーによる支援調整会議を開催し、効果的な支援・支援内容の評価を行う。
		4事務所連絡会議の開催	6回	隔月	福島市	事業の適正・統一性を図るため、4事務所の連絡会議を隔月に開催する。
		一時生活支援事業の継続	随時	随時	46町村	県保健福祉事務所管内の46町村を対象に、住居のない生活困窮者であって所得等が一定水準以下の者に対し、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を行う。
		ウ) 関係機関・団体との連携	管内町村・社協・その他関係機関との連携強化	随時	随時	各事務所単位
		会議・研修会等への参加	随時	随時		事業を効果的に実施するためには、相談員の資質向上を図ることが不可欠なことから、会議・研修会等に参加する。

基本目標 2 >

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(2) 低所得世帯への経済的支援

生活福祉資金の貸付けを必要とする世帯に迅速、適切な貸付けを実施するとともに、求職者への貸付にあたっては、自立相談支援機関等と連携し、総合的な相談・支援を行なう。
また、市町村社協や民生委員と連携して滞納世帯の生活状況を把握し、償還指導面接会を定期的実施するなど適正な債権管理に努める。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方	
①生活福祉資金貸付事業の実施	ア) 生活福祉資金貸付事業の実施	生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付実施	随時	通年		低所得世帯等への貸付けを行うことにより経済的自立を支援する。 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤臨時特例つなぎ資金	
		生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催	12回	毎月1回	福島県総合社会福祉センター	専門的な見地から審査を行い、貸付事業の適正な運営を図る。	
		市町村社協担当職員研修会の開催	2回	6月 12月	福島市 郡山市	生活福祉資金の貸付から債権管理までの基本的な知識の習得および対応困難ケースの事例検討などを通じた相談技術の向上を目的に研修会を開催する。	
	イ) 適正な債権管理	滞納債権の管理		随時	通年		市町村社協及び民生委員と連携し、償還指導面接会等を通じて世帯状況を把握し、滞納債権の適正な管理に努める。 ①滞納世帯への訪問及び電話などによる償還指導 ②滞納世帯に対する償還指導面接会の開催 ③督促通知の送付
			緊急小口資金（特例貸付）の債権管理	随時	通年		住所調査を推進し、訪問指導等により世帯状況を把握し、滞納債権の適正な管理に努める。 ①滞納世帯への訪問及び電話などによる償還指導 ②督促通知の送付 ③住民票・戸籍附票の照会
	ウ) 関係機関・団体との連携	関係事業、関係機関との連携		随時	通年		自立相談支援機関や各関係機関に対して生活福祉資金貸付制度の周知を図るとともに、情報交換等を行う中で連携体制を強化し、迅速な相談対応に努める。
			会議・研修会等への参加	随時			①都道府県社協生活福祉資金担当部長会議 ②全国生活福祉資金貸付事業担当職員研修会 ③全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 ④北海道・東北ブロック生活福祉資金運営研究協議会

基本目標 2 >

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(3) ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を目的に、関係機関と連携を図りながら継続的かつきめ細やかな就労支援を行う。
 また、引き続き県内各方部において求職相談者と面談を行い、個々の実情を踏まえた支援に努めるとともに、求人開拓をとおして県内事業所におけるひとり親の雇用や現状の理解促進を図る。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方	
①母子家庭等就業・自立支援センターの機能強化	ア) 無料職業紹介事業の充実	母子家庭等就業・自立支援センターの運営	随時	通年		ひとり親家庭の自立支援を目的に、無料職業紹介事業への求人登録を促し、求職者への職業紹介や相談支援を行う。	
		職業相談会の実施	36回	通年	県内4方部 福島市 会津若松市 南相馬市 いわき市	就業を希望する県内各方部のひとり親家庭の便宜を図るため出張相談等を行う。	
		求人開拓	随時	通年		ひとり親家庭への雇用促進に関する各種制度及び雇用の理解を求人事業所に促し、求人確保に努める。	
		会議・研修会等への参加	随時	通年		情報・各種資料の収集を行う。また、相談員の資質向上のため、会議・研修会等に参加する。	
	イ) 関係機関・団体との連携	生活保護受給者等就労自立促進事業におけるハローワークとの連携	随時	通年		生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者に対し、ハローワークと連携した自立支援を実施する。	
		就業支援専門員等との連携	随時	通年		県内3ヶ所の保健福祉事務所に常勤する就業支援専門員等と連携した自立支援を実施する。	
		関係機関・団体と連携した自立支援の実施	随時	通年		関係機関・団体と連携し迅速な相談対応に努める。	
	ウ) 広報活動の充実	広報資材の作成配布及びマスメディアを活用した広報活動の展開			通年	対象者及び関係者への周知を図るため、リーフレット等広報資材を作成配布する。また、潜在的相談者の発掘を目的に、マスメディアを活用した広報活動をおこなう。	
	②就労支援の推進	ア) ひとり親自立支援プログラム策定等による個別支援の充実	ひとり親自立支援プログラム策定事業の実施	50名	通年		就業に対する自己理解を深め就業意識の向上を図るため、面接による個別支援を通じ、就業へ向け個々にあった支援を実施する。
			ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施	随時	通年		高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を行い、ひとり親家庭の自立支援を行う。

基本目標 2 >

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(4) 矯正施設を退所した障がい者等の地域生活支援

行政、社会福祉協議会、障がい者・高齢者等福祉及び医療関係者等との連携のもと、コーディネート業務を中心に対象者が必要とする福祉サービスの利用調整を行うとともに、その後の定期的な訪問活動等を通じて、安定して生活できるよう支援する。
障がいや高齢であるが故に罪を犯してしまった方への支援について、地域の実情に応じた対応方法を関係者とともに協議し、本事業に関する理解促進を図る。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①特別調整対象者等への支援	ア) コーディネート業務	コーディネート業務	随時	通年		福島保護観察所や他の都道府県センターからの協力依頼に基づき、対象者の退所後の福祉サービス利用を支援するとともに、居住の場の確保や日中活動支援に努める。
		保護観察所等との特別調整対象者にかかる連絡会議の開催	12回	毎月	福島市	保護観察所、矯正施設等の各分野と情報を共有し、支援の中で明らかになった課題点の解決を図る。また、矯正施設入所中の特別調整対象候補者について、必要な支援方策等について協議する。
		特別調整対象者等の支援調整会議及び関係会議におけるアドバイザー事業の実施	随時	通年		地域生活定着支援センターで実施する会議に運営推進委員等が参加し、専門的見地より支援の方向性等についての助言や活動内容の周知を推進する。
	イ) フォローアップ業務	フォローアップ業務	随時	通年		特別調整によって居住の場が確保された対象者に対し、定期的な訪問活動を行うこと等を通じて、安定して生活できるよう支援する。
②障がい等があるがゆえに罪を犯してしまった方の理解や支援体制の構築	ア) 関係機関連絡会議等による周知	地域関係機関連絡会議の開催	2回	6月 8月	郡山市他	行政、福祉、医療関係者等の実務者レベルの職員により、障がいや高齢であるが故に罪を犯してしまった方の支援方法の課題について地域ごとに協議し、本事業に対する連携体制構築や理解の促進を図る。
		運営推進委員会の開催	1回	12月	福島市	対象者が抱える課題を関係機関で共有し、その解決に向けた連携を円滑に行うために、本事業の運営に関して専門分野から助言をいただき、また協働活動について検討する。
	イ) セミナー・研修会等による周知や専門的支援体制の構築	矯正施設を退所した高齢者・障がい者の地域生活支援研修会	1回	10月	郡山市	障がい者や高齢であるが故に罪を犯してしまった方を地域や施設で受け入れるためのプロセスや援助方法等について、行政、福祉、医療関係者等と共有し理解を図る。
		広報啓発活動	随時	通年		矯正施設を退所した障がい者や高齢者が、社会的排除を受けることなく、適切な福祉サービスを利用しながら生活が送れるよう、福祉関係者等に対する研修会や会議の場において啓発活動を行う。

基本目標 2 >

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(1) 日常生活の自立支援

日常生活自立支援事業に対する県民のニーズは高く利用者数が年々増加していることから、引き続き本事業を適正に執行し、必要な予算の確保に努める。

また、本事業から成年後見制度につながる利用者も増加していることを踏まえ、成年後見制度利用促進法の施行による県内における成年後見制度への取り組みを推進する「成年後見支援センター（仮称）」の設置に向けた検討や、市町村社協における法人後見事業等への支援を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①市町村社協との連携	ア) 担当者会議等の開催	市町村社協への業務委託		通年		市町村社協へ本事業の業務委託をし、市町村社協とともに実施する。(生活保護受給の利用者助成金含む)
		市町村社協連絡会議の開催	1回	6月	福島市 県総合社会 福祉セン ター	市町村社協の担当職員により本事業の実施上の課題及び成年後見制度への関わり等を協議する。
		市町村社協への現地支援及び相談対応、契約等支援	随時	通年		新規ケースや困難ケース等に対し現地支援を行う。また、利用者ファイルや通帳等の保管状況等の確認を行う。
		契約締結審査会の開催	6回	隔月	福島市 県総合社会 福祉セン ター	契約締結能力に疑義があるケースについて専門的見地から審査会を開催し、適切な支援に努める。
		県への予算確保の要望活動の実施	1回	9月		市町村社協連絡協議会と連携しながら、必要な予算確保について県に要望する。
②潜在的利用者を発掘する取り組み	ア) 市町村社協担当職員の相談援助技術向上	市町村社協新規担当職員等業務内容説明会の開催	1回	6月	福島市 県総合社会 福祉セン ター	市町村社協新規担当職員を対象に業務内容の説明会を実施する。
		担当職員研修会の開催	1回	8月	郡山市	担当職員の利用者支援のためのスキルアップを図る研修を実施する。
		事例検討会の開催	6回	隔月	福島市 県総合社会 福祉セン ター	ニーズの多様化と困難ケースへの対応が求められていることから、本事業担当者としての専門性を高めるため、実践の振り返りと事例の共有により、課題対応力の向上を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		生活支援員新規委嘱者研修会の開催	随時	通年		新規生活支援員の事業理解を図るため、基本的内容に関する研修を実施する。今年度は改選期にあたるため、県内4地域において改選に伴う研修を行う。
		生活支援員実働者研修会の開催	1回	7月	郡山市	生活支援員実働者の資質向上を図る。
	イ) 関係者等が潜在的利用者を発掘するための周知活動	県民、関係機関・団体等への制度周知	随時	通年		民生児童委員協議会定例会や各種研修会において制度の周知を図るとともに、市町村社協等と協働して住民へ本事業及び成年後見制度の周知を図る。
③成年後見制度の利用促進	ア) 日常生活自立支援事業と成年後見制度の周知	関係機関連絡会議の開催	1回	10月		本事業と成年後見制度の現在の状況について情報共有を図るとともに、成年後見制度利用促進法の施行に伴う連携方法について理解を深める。また、先駆的な取り組み等も共有しながら、両制度の利用促進に向けた検討を行う。
	イ) 社協の成年後見制度への対応支援	本事業から成年後見制度への円滑な運用の検討		通年		成年後見制度使用促進法における中核機関や、法人後見等先駆的に取り組む社協と連携しながら、今後取り組む予定の社協への支援を行うとともに、本事業から成年後見制度への移行のあり方について検討する。
	ウ) 成年後見支援センター（仮称）の設置検討	成年後見支援センター（仮称）の設置検討		通年		本事業から成年後見制度につながる利用者も増加していることを踏まえ、成年後見制度利用促進法の施行による県内における成年後見制度への取り組みを推進する「成年後見支援センター（仮称）」の設置に向けた検討を行う。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		会議・研修会等への参加	随時			①都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議 ②北海道・東北ブロック道県・指定都市日常生活自立支援事業担当者会議 ③全社協主催研修等

基本目標 2 >

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(2) 福祉サービスの第三者評価

第三者評価実施にかかる受審に向けた準備や自己評価の実施方法等について、施設のニーズに合わせて個別的支援をしながら、評価受審を支援する。
また、評価調査者の資質向上とともに、評価調査方法の標準化と事務手続きの効率化を図る。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉サービス第三者評価事業の実施	ア) 第三者評価の受審支援	福祉サービス第三者評価事業の実施		通年		評価機関として、事前書面調査及び訪問調査の実施等、第三者評価事業を実施する。
		福祉サービス第三者評価研修の開催	2回	6月 10月	郡山市	自己評価を通して、福祉サービスの質向上に取り組む職員の意識の高揚や継続的な福祉サービスの向上と改善に取り組む仕組みづくりの習得を目的として開催する。
		福祉サービス第三者評価出前講座の開催	随時			施設を訪問し、各施設のニーズに応じた自己評価の実施方法、第三者評価の受審にかかる具体的な技術等について助言する。
		福祉サービス評価審査委員会の開催	6回程度	8～3月	福島市	評価調査者が評価した内容を、総合的に協議・審査して評価結果を決定する。
	イ) 評価調査者資質向上	新たな評価調査者の養成・質の向上	随時			新たな評価調査者の養成のため、実地体験や資質向上研修を実施するなど、支援体制を強化する。
		評価調査者学習会の開催	1回	5月		評価項目の捉え方や評価記載方法等の共通理解を図りながら、調査者の資質向上に努める。

基本目標2>

平成30年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目3】

福祉サービスの利用者支援

(3) 福島県運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談、助言、あっせん等を行うほか、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するための事業を行い、利用者の利益の保護に努める。

また、福祉サービス施設・事業所が、自ら苦情への適切な対応が図られるよう、研修会の開催やマニュアルの作成などにより事業所を支援する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①苦情解決部会、運営監視部会の推進	ア) 苦情解決部会、運営監視部会の効果的運営	運営適正化委員会本会議の開催	2回	10月3月	福島市 県総合社会福祉センター	苦情解決部会・運営監視部会の運営状況について委員相互の理解を図るとともに、福祉サービスの向上に向けた協議を行う。また、委員の改選に伴う委員会の円滑な運営を行う。
		苦情解決部会の開催	6回	隔月	郡山市	福祉サービスに関する利用者等からの苦情について、苦情解決に向けた協議を行う。また、必要に応じ、関係機関への情報提供、事業所訪問調査、斡旋等を行う。
		運営監視部会の開催及び現地調査の実施	2回	10月3月	福島市	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート事業）の適正な運営を確保するため部会を開催し協議する。また、事業実施主体に対し現地調査（6か所）を行い、必要な助言、勧告を行う。
		相談の受理、調整	随時	通年		福祉サービス利用者等からの相談を受け、関係機関との調整を行う。
②社会福祉施設・事業所への支援	ア) 第三者委員の配置促進と活動の推進	①苦情解決責任者・第三者委員研修の開催 ②苦情受付担当者研修の開催	①1回 ②2回	未定	郡山市	研修等を通じて、施設・事業所が自らの苦情解決に向けた意識の啓発に繋げるとともに、客観的な立場から利用者を保護する第三者委員の役割及び苦情受付担当者の役割への理解促進を図る。
		福祉サービス苦情解決整備状況調査の実施	1回	11月		施設・事業所等を対象に調査を実施し、苦情解決体制の整備状況や第三者委員の配置状況、配置に係る課題の把握を行う。
		【新規】福祉サービス事業所のための苦情対応マニュアル（仮称）の作成	1回	3月		施設・事業所等における苦情解決体制の整備支援を目的としたマニュアルを作成する。

基本目標3 >

平成30年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目4】

広報啓発、情報提供活動

県民に対し、社会福祉の現状や課題、社会福祉の本質、社会的意義などを伝えるため、「はあとふるふくしま」の誌面において、最新の福祉情報をわかりやすく発信していくほか、フェイスブックなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用して、タイムリーな情報提供を積極的に行う。

また、情報提供のあり方が日々変化していることから、有効的な情報発信方法について検討していく。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①広報啓発の強化	ア) 広報紙の充実	福祉情報誌『はあとふる・ふくしま』の発行	11回	毎月		社会福祉制度の動向や県内の福祉に関する先駆的な取り組みなどを紹介する情報誌を定期発行し、広く県民に対し情報を提供する。また、読者の意見等を踏まえた読みやすい誌面づくりを目指す。
	イ) ホームページやSNSを活用した情報提供の充実	ホームページ及びフェイスブック等による情報発信	随時	通年		県民に対し、迅速かつ、わかりやすい内容で情報発信を行うためフェイスブックを利用するほか、ホームページの内容を充実させるため、ホームページリニューアルに向けた検討を行う。
	ウ) マスメディア等の活用	積極的な情報提供	随時	通年		本会事業や社会貢献活動などの情報発信のため、マスメディア等に対して積極的に情報提供を行う。
②表彰事業の実施	ア) 各種表彰の実施	第72回福島県社会福祉大会の実施	1回	11月8日	南相馬市 南相馬市民文化会館ゆめはっと	県民が安全で安心して暮らせる地域社会をめざし、地域福祉サービスの充実や、見守り、支え合い活動への積極的な取り組みを推進することを目的に、講演や表彰を実施する。
		第26回瓜生岩子賞の贈呈	1回	11月8日	南相馬市 南相馬市民文化会館ゆめはっと	社会福祉事業の先覚者「瓜生岩子」の遺徳をしのび、その偉業を永く後世に伝えるため、岩子刀自の精神にふさわしい功績があった者を顕彰する。
		ボランティア活動功労表彰の実施	1回	8月4日	福島市 パルセいざか	ボランティア活動を多年にわたり率先して行っている者等で、その功績が顕著な者に対し、表彰状並びに感謝状を贈呈する。

<基本目標3>

平成30年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目5】

ボランティア・住民参加活動

(1) ボランティア・市民活動の振興

地域共生社会の実現に向けて、住民自らが生活課題に気づき、その解決に向けた取り組みをするための地域づくりを推進する。
また、各事業を通して行政や福祉施設、学校、NPO団体、企業等の多様な機関・団体との連携を強化し、複合的な課題への包括的な支援体制の構築を図る。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①ボランティア・市民活動の基盤強化	ア) 支援組織等の基盤強化	ボランティア受入福祉施設等担当者研修の開催	基礎編 3回	6月	福島市 郡山市 会津若松市	社会福祉施設でボランティア受け入れを担当している職員を対象にテーマ別の研修を行い、担当者の資質向上を図る。また、応用編では社会福祉施設が地域に果たす役割を踏まえ、ボランティアの定着及び福祉人材の育成に向けた実践事例を学ぶ。
			応用編 1回	7月	郡山市	
		NPOと社協の連携 作戦会議の開催	1回	12月	郡山市	多機関連携により地域の課題について協議・解決していくため、市町村社協ボランティアセンターや市民活動支援センター、NPO団体等の職員が互いの活動を知り合い、プラットフォームづくりにつなげることを目的に開催する。
		市町村社協ボランティアセンター活動 実践事例集の作成・ 配布		10月		市町村社協ボランティアセンター事業の実施状況等をまとめて事例集を作成することにより、各市町村社協ボランティアセンターの事業展開の参考とする。
	イ) 企業等の社会貢献活動への支援	県内企業の活動事例紹介	1回			県内企業が行っている社会貢献活動について市町村社協から情報収集し、福祉情報誌『はあとふるふくしま』等において活動内容を紹介する。
②地域福祉を支える担い手の育成	ア) 市町村社協及び市民活動団体職員等の資質向上	【新規】 コミュニティソーシャルワーク研修の開催	1回	7月	郡山市	社協職員に必要とされるコミュニティソーシャルワークのスキルを学び、地域福祉の実践に活かすことを目的に開催する。
		ボランティア・福祉教育担当者研修の開催	1回	10月	郡山市	各市町村社協ボランティアセンターにおける取り組みを共有し、ボランティア・福祉教育担当職員の資質向上を目指す。
	イ) インフォーマルサービスの担い手の育成支援	協働による地域の福祉力向上事業の実施	随時		県内2ヶ所	住民自らが地域の課題に気づき、その解決に向けた取り組みにつなげることを目的に、2つのモデル地区における地域住民の福祉力向上を目指したプログラムの検討・実施をする。
		ボランティア及び福祉教育の普及促進		11月		ボランティア・福祉教育に関する冊子を活用し、ボランティア活動の普及促進を図る。また、地域の支え合いについて学ぶDVDを製作し、生活支援ボランティアの育成や幅広い年代を対象とした福祉への理解促進を目指す。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
③災害に備えた支援の強化	ア) 要綱や指針などの策定・見直し支援	災害に備えた支援体制の整備	随時	通年		市町村社協における災害対応や災害ボランティアセンター設置・運営にかかる要綱や指針の策定状況を把握し、適宜支援を行う。また、災害時に備え、県及び市町村域における他機関との連携体制を強化する。
	イ) 災害ボランティアセンターに必要な訓練・研修会等の実施支援	災害ボランティアセンター運営講座の開催	1回	8月	田村市	市町村社協や市民活動支援センター、行政職員等を対象に、災害時の情報発信や課題解決方法について学ぶ。また、被災住民の多様なニーズに応えるため、協働型で行う支援のあり方を学ぶため講座を実施する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		第21回ボランティアフェスティバルの開催	1回	8月4日		住民参加型在宅福祉サービスや企業の社会貢献活動等、地域の中で多様なボランティア活動が行われている。それらの意義や必要性を再確認するとともに、幅広い年代へのボランティア活動の推進やさらなるスキルアップを目的に開催する。
		ボランティア活動推進委員会の開催	本委員会 2回 小委員会 1回	小委員会 5月 本委員会 8月 3月	福島市 県総合福祉センター	県内のボランティア活動を推進するために協議を行う。また、県ボランティアフェスティバルの企画をするための小委員会を開催する。
		会議・研修会等への参加	随時			①業務担当部長・所長会議 ②災害ボランティアセンター運営(支援)者研修 ③ボランティア全国フォーラム ④災害ボランティアセンター担当者会議 ⑤ブロック地域福祉部課長会議
		積極的な情報収集・提供	随時	通年		全国からの支援の申し出や助成金に関する情報、県内外の生活復興ボランティア活動に関する取り組み事例等について、情報収集・提供を行う。

基本目標 3 >

平成30年度重点目標

福祉に対する県民理解と参加の促進

【推進項目 5】

ボランティア・住民参加活動

(2) 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の推進

希望と活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりの支援や社会参加活動を推進する事業を行うとともに、高齢者やその家族の方の心配ごとなどの様々な相談や認知症に関する相談に対応する窓口を設け、その運営にあたる。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①長寿社会に向けての普及啓発活動の推進	ア) 広報誌の発行	長寿社会に向けての的確な情報提供等	11回			シニア世代の生きがいと健康づくりを応援する広報誌「いきいき長寿だより」を発行し、長寿社会の推進に向けた的確な情報を発信する。
	イ) いきいき長寿県民賞の顕彰	長寿社会のイメージアップを図るいきいき長寿県民賞事業の実施	1回	9月	福島市	年齢を感じさせない生き方をしている高齢者や積極的な社会参加活動を行っている団体を広く募集し表彰するとともに、事例紹介等を通して「長寿社会のあるべき姿」について県民一人ひとりに情報発信する。
	ウ) 自主事業の展開	冊子頒布事業	随時	通年		高齢者の生きがいがづくりに関する啓発資料として、「第28回シルバー美術展入賞作品集」を制作頒布する。また、「3.11ある被災地の記録」を引き続き頒布する。
②高齢者の生きがいがづくりと社会参加を推進するための環境整備	ア) シルバー美術展の開催	うつくしま・ふくしま健康福祉祭シルバー美術展の開催	1回	9月	福島市	高齢者の創作した洋画、日本画、書、写真、彫刻・工芸の作品を広く募集して展示し、高齢者の文化活動を促進するとともに、その健康と生きがいがづくりを支援する。
	イ) シニア団体等の主体的な活動を支援する環境の整備	シニア団体活動支援事業等の実施	随時	通年	県内一円	いきいきと活動するシニア団体を掘り起こし、その活動内容を「活動通信」等で広く情報発信するとともに、「高齢者支え合いコミュニティ支援事業」の対象となる町内会等取材し、ホームページ等で情報を県内外に発信することにより、意欲のある高齢者が地域活動に積極的に参加できる体制を整備する。また、「高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会（サザンクロスクラブ）」の自主的な事業を支援する。
③高齢者総合相談事業の実施	ア) 高齢者総合相談センターの運営	高齢者総合相談センター事業の実施	随時	通年	県内一円	高齢化社会における様々な問題に的確に対応できるよう弁護士による専門相談・巡回相談会等の体制強化や相談員の育成のほか、関係機関との連携を図り高齢者及びその家族の利用促進に繋げる。
	イ) 認知症コールセンターの運営	認知症コールセンター事業の実施	随時	通年	県内一円	増加傾向にある認知症への様々な相談に的確に対応できるよう県民に対する周知・広報を始め、相談員の資質向上を図るほか関係機関との連携による相談体制の充実を目指す。

基本目標 4 >

平成30年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目 6】

福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援

昨年度からスタートした届出制度の円滑な運用と併せ、無料職業紹介事業への求人登録を施設・事業所に促し、福祉・介護人材の確保に向け、求職者を増やし的確にマッチングしていく等、円滑な就業支援ができるよう努める。
また、社会福祉施設・事業所と連携し、学生や求職者が福祉の職場を見学・体験する機会を提供するとともに、様々な啓発資料を活用しながら福祉の仕事の魅力を発信する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉人材センターの機能強化	ア) 無料職業紹介所機能の充実	福祉人材センターの運営（求職・求人登録及び職業相談・紹介、介護福祉士等の登録）	随時	通年		求人事業所及び求職者からの相談に応じ、福祉人材情報システム（COOLシステム）等を活用しながら就職に結びけられるよう適切にあっせんを行う。
		福祉人材センター運営委員会の開催	1回	3月	福島市	事業運営のための意見・情報交換を行う。
	イ) ハローワーク・市町村社協等との連携強化	【一部新規】ハローワーク等における相談活動	110回	毎月	福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市 須賀川市 二本松市 喜多方市	県内のハローワークや関係機関のガイダンス等にて出張相談を行い、求職者への職業紹介や相談支援を行う。
		福祉の仕事相談会の開催	48回	毎月 隔月	郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市	県内5市社協の協力のもと、出張相談会を行い、求職者への職業紹介や相談支援を行う。
		福祉人材センター協力指定事業担当者会議の開催	6社協 1回	5月	福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市	無料職業紹介を進めるにあたり、県内6市社協を指定し、事業PRや求職登録事務等を行うため、意見・情報交換を行う。
	ウ) 潜在保育士・保育所への支援強化	【一部新規】保育士・保育所支援センターの運営	随時	通年		福祉人材センターの無料職業紹介事業と連携し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用等の支援を行う。 また、保育補助者（子育て支援員）も新たな対象としマッチングを行う。
		潜在保育士再就職支援研修等事業の実施	2回	10月	福島市	潜在保育士の再就職支援研修を行うとともに、保育所等においても潜在保育士を雇用できるような運営方法を学ぶ。
		保育士対象合同就職説明会の開催	1回	11月	福島市	保育士養成校の学生や潜在保育士を対象に県内保育所等の就職説明会を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		【一部新規】 潜在保育士向け事例集 の作成	1回	12月		これから保育士として働きたい人向けに実際に再就職した保育士にスポットを当て再就職のきっかけや、仕事のやりがい等を紹介する冊子を作成する。
	工) 調査研究事業の実施	福祉人材の確保・育成・定着に関する調査の実施	1回	8月		社会福祉施設・事業所における人材の確保の方法等について具体的な調査を行う。
②福祉の職場のイメージアップ	ア) 学生・求職者等への正確な情報の提供	福祉・介護の仕事説明会、職場見学会、職場体験事業の実施	随時	随時	中学校、高校、専門学校、短大等	就職活動に役立つ情報提供、実際に働く職員の話等、福祉の職場のやりがいや魅力を伝え、学生の就職支援を行う。また、求職者や中学生、高校生等の職場見学や職場体験事業を実施する。
		学校と社会福祉施設との情報交換会の開催	随時	通年		次代を担う中・高校生を対象に福祉の仕事への理解促進を目的として、学校の担当教諭と社会福祉施設、養成校が情報交換する機会を作り、福祉の仕事の魅力について発信する。
	イ) 各種広報活動による情報提供の強化	「はあとふる・ふくしま」による広報・啓発	(広告) 毎月 (特集) 年2回	10月 2月		福祉人材確保・育成・定着に関する県内の取り組み等を掲載し、広報・啓発を行う。
		【一部新規】 「福祉の仕事」啓発資料等の作成	随時	随時		福祉の仕事のやりがいや魅力をわかりやすく伝えるため、年齢層にあわせた啓発冊子や動画等を作成し、ホームページやSNSを活用し広報する。
	ウ) 介護に対する理解の促進	県民介護講座の実施	3コース 29回	通年	二本松市 県男女共生センター 会津若松市 いわき市 白河市 相馬市	一般県民を対象に、介護の基礎を学ぶ「初級介護講座」、テーマ別に学ぶ講義中心の「介護ワンポイント講座」、介護技術について実技中心に学ぶ「介護実技基本講座」を開催する。※初級介護講座は県内5方で各1回開催する。
介護セミナー (介護の日記念フォーラム2018)の開催		1日×1回	11~12月	二本松市 県男女共生センター	「介護の日」(11月11日)を記念し、「介護」のイメージアップ及び県民の高齢者介護意識の啓発を目的に開催する。	
認知症介護セミナーの開催		1日×1回	9月	二本松市 県男女共生センター	「認知症」についての正しい知識を学び、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるための支援方策などについて理解を深めるとともに、参加者同士の情報交換の場を設ける。	
オーダーメイド介護講座の実施		随時	随時	二本松市 県男女共生センター	企業や公的団体等を対象に、希望するメニューに合わせた講義や実技等の講座を行う。	

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		認知症キャラバン・メイト養成研修の実施	1日×2回	10～11月	郡山市	各市町村で認知症サポーター養成講座が効果的に開催されるよう、講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成研修を行う。
		認知症サポーターキャラバン市町村担当者研修の実施	1日×1回	5～6月	二本松市 県男女共生センター	市町村の担当者に対し、参加対象者に合わせた認知症サポーター養成講座の開催方法についての理解促進を図る。
③福祉人材の確保	ア) マッチング機能の強化	福祉の仕事就職支援セミナー、求職者への個別支援の実施	随時	通年		キャリア支援専門員による、福祉の仕事セミナーの開催、求職者のニーズに応じた継続的な情報提供や、施設見学・職場体験の機会の設定など、求職者の特性に応じたきめ細かな個別支援を行う。
	イ) 合同就職説明会の実施	合同就職説明会の実施	6回	7月 2月	7月 福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 2月 福島市 郡山市	就職説明会を地域別に開催し、求人事業所と求職者のマッチングの機会を設定する。
④福祉人材の育成	ア) 施設・事業所が主体的に取り組む活動への支援	福祉・介護人材育成・確保支援事業の実施	随時	通年		福祉・介護人材の確保、育成、定着を目的に、福祉職場の内定者研修を行うとともに、一般向け介護職員初任者研修、介護福祉士候補者学習支援、新規採用職員住まい支援、新規採用職員就労支援、中堅介護職員就労支援、介護福祉士等養成校学生募集、介護福祉士等養成校外国人留学生受入支援、実務者研修に係る代替職員確保に必要な経費の補助を総合的に行う。
	イ) 資格取得に向けた支援	介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1回	10月	県内各地	
		介護支援専門員実務研修の開催	1コース	1～3月 講義 14日間 +実習	郡山市	介護支援専門員の資格取得を支援し、福祉人材の養成に努める。
		介護支援専門員再・更新研修の開催	1コース	11～12月 講義 9日間	郡山市	
		介護福祉士国家試験対策講座の実施	1回 (模試と解説)	11～12月	二本松市 県男女共生センター	介護福祉士の資格取得を支援するため、国家試験合格に向けた講習会及び模擬試験を実施する。また、平成28年度国家試験より実務者研修(450時間)の受講が義務付けられたことから、受験資格の取得を支援するため、実務者研修(通信課程)を全社協働で実施する。
		介護職員実務者研修の実施	(講義) 2クラス 12回 (演習) 4クラス 8回	8～11月	二本松市 県男女共生センター	

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		介護福祉士修学資金等、介護人材再就職準備金の貸付の実施	随時	修学資金は4月 通年		介護福祉士または社会福祉士の資格取得を希望し、将来県内において介護・福祉業務に従事する方へ貸付を行う。また、介護の現場に再就職する方への就職準備金の貸付を行う。
		【一部新規】 保育士修学資金、保育士就職準備金の貸付の実施	随時	修学資金は4月 通年		保育士資格取得を希望し、将来県内において介護・福祉業務に従事する方へ貸付を行う。また、保育の現場へ再就職する方への就職準備金等の貸付を行う。
		相馬地方介護福祉士養成貸付事業の実施		4月		相馬地方（新地町、相馬市、南相馬市、飯館村）から、県内外の介護福祉士養成施設に修学する学生に対し、住宅費や教材費、通学費等を貸付することにより、相馬地方の介護人材の確保を促進する。
⑤職員の定着	ア) 専門家と連携した職場改善支援の実施	【新規】 中高年層の介護分野における就業促進事例集の作成	随時	通年		介護の職場における人材確保、定着促進の重要性をふまえ、専門家と連携し、多様な人材層、特に中高年層の採用、育成、定着について好事例の情報収集、提供を行い就業促進を図る。
	イ) 施設・事業所個別訪問の実施	施設・事業所等個別訪問事業の実施	随時	通年		各施設・事業所の求人登録を促進するとともに、施設訪問を通じて求人条件の改善や求職者のニーズに関する事例等の情報提供を行う。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		平成30年度北海道・東北ブロック福祉人材センター・福祉人材バンク連絡会議	1回	10月	福島市	ブロック会議の当番県として共通協議事項をもとに福祉人材センター・人材バンクに求められる効果的な事業運営について意見交換を行う。

基本目標4>

平成30年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目7】

社会福祉従事者の資質向上

新任職員から管理的職員までの階層に応じた「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修を実施するとともに、高齢・障がい・児童等の分野ごとに専門性を高める研修を行い、福祉関係職員の資質向上を図る。また、キャリアパス制度の運用や新入職員向けOJT（プリセプター）の促進を図るための研修等を行い、各法人や事業所の職場研修を支援する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉人材の資質向上への支援	ア) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の実施	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(全社協開発)研修の実施	4コース 16回	通年	福島市	福祉職員として求められる専門性や組織性をキャリア段階に応じて理解する研修を実施する。また、当該研修実施に関連し、指導者養成や指導者打合せ会を実施する。
	イ) 種別や職種等研修ニーズに応じた研修の実施	施設種別や職種に応じた課題別による研修の実施	22コース 25回	通年	福島市 郡山市	施設種別や職種における課題等に対応する研修を実施する。
		福祉研修事業運営委員会の開催	1回	3月	福島市	各部会協議会の代表及び関係機関団体等と連携し、充実した研修事業を行うための協議・意見交換を行う
		地域介護専門職員研修の実施	9コース 11回	通年	二本松市 男女共生センター	介護に関する相談援助業務、介護業務を行う上で必要な知識・技術について、より専門性を高め、かつ自らの所属する施設(機関、事業所等)内に限らず広く地域において中核的・指導的な役割を担う人材の養成を目的として研修を実施する。
		介護職員等による喀痰吸引等基本研修の開催	【講義】 9日 1回 【演習】 3日 2回 100名	6月 7月 9月	二本松市 男女共生センター	介護職員等が安全かつ適切にたんの吸引等を実施できるようにする。
②職場内研修の推進	ア) 職場研修の支援	職場研修担当職員研修(全社協開発)等の実施	2コース 2回	10月 12月	福島市	施設の職場研修担当者に対し、中長期的かつ計画的な視点から福祉サービスの担い手である職員の資質を向上させるため、職場研修を推進する際に必要な知識や技能を習得する研修を行う。また、当該研修実施に関連し、指導者を養成する。
		福祉介護人材定着促進事業の実施	6コース 15回	通年	郡山市他	施設における介護人材の育成・定着を図る必要があるため、施設におけるキャリアパス制度の運用及び新任職員OJT(プリセプター)の促進を図るための研修を実施する。また、福祉人材の育成定着促進を図るための委員会を設置・運営し、関係者との協議を行う。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		平成30年度社会福祉研修実施機関代表者連絡会議(全社協主催)	2日間 1回	8月	福島市	社会福祉研修実施機関関係者が一堂に会し、社会福祉研修に関する最新の動向等について情報交換を図るとともに、今後の課題について協議する。今年度は福島県を開催地として実施する。

基本目標4>

平成30年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目8】

社会福祉従事者の福利厚生推進

社会福祉従事者施設団体職員共済事業の健全な運営と適切な会計処理に努めるとともに必要に応じてシステム改修を行う。
福利厚生センター事業については、福祉人材の確保・定着の支援の一環として、新設法人を中心とした施設訪問などにより加入促進を図る。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉従事者施設団体職員共済事業の運営	ア) 健全な資産運用	資産の外部委託運用	随時	通年		余剰資金を外部に委託して運用し、四半期ごとに運用状況の報告を受ける。また31年度に実施する運用受託機関の評価に向けて他の運用機関実績など情報収集に努める。
		契約者への運用状況の報告	毎月1回	通年		契約法人に対し資産の運用状況を報告する。
	イ) 社会福祉事業施設団体職員共済事業の適正な運営	運営委員会の開催	4回	5月 9月 12月 2月	福島市	共済事業の適切な運営を行うため、運営委員会を開催する。
		各種給付事業の実施	毎月1回 決定・送金	通年		①退会給付金、②結婚祝金、③出産祝金、④弔慰給付金、⑤傷病見舞金、⑥災害見舞金の給付を行う。
		資金貸付事業の実施	毎週1回 決定・送金	通年		①一般資金、②住宅資金の貸付を行う。
		事務説明会（新任）の実施	1回	7月	福島市	契約法人の担当職員（新任者）に対して事務説明会を開催し、共済事業の事務に関する理解促進を図る。
	システム改修の検討及び実施	随時	通年		共済事業システムの改修を実施する。また、新年号への対応に向けシステム改修を行う。	
②社会福祉施設職員等退職手当共済事業の事務受託	ア) 受託事業の実施	実務研修会の実施	1回	9月	郡山市	福祉医療機構の退職共済制度の加入法人を対象に、実務研修会を開催する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
③福利厚生 センター事 業の充実	ア) 参加・ 利用しやす い事業の企 画運営	企画・情報会議の開 催	2回	7月 2月	福島市	福利厚生センター事業に関する会員からの 意見等聞き、会員交流事業など福利厚生 事業に反映させるために開催する。
		会員交流事業の実施	9回	5～12月	各地域	会員のより一層の参加を促すため、日帰り 交流事業や家族参加事業を増やす。
		家庭用常備菜の斡旋	2回	6月 11月		会員の健康管理の一助として家庭用常備菜 を斡旋する。
	イ) 福利厚 生センター 未加入法人 への加入促 進	未加入法人への個別 訪問	随時	通年	県内	新設法人を中心に未加入法人リストの更 新・管理を行う。また、各種会議や研修会 など通じて、職員に対する福利厚生の大切 さを伝えるとともにソウェルクラブのPRを 実施する。

基本目標 5 >

平成30年度重点目標

福祉力向上にむけての協働・支援

【推進項目 9】

市町村社会福祉協議会との協働・支援

各市町村社協の運営状況や事業活動を把握し、法人運営や地域福祉活動計画づくり等個々の社協に応じた支援を行う。
 また、引き続き市町村社協連絡協議会の会長会・局長会・専門委員会と連携を取りながら市町村社協の課題解決や職員の資質向上を行い、地域福祉活動を推進するとともに、課題解決に向け必要な施策や予算確保について要望活動を実施する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①市町村社協への支援	ア) 市町村社協の経営支援	経営・財務・労務管理研修会の開催	1回 (1日) 60名	10月	福島市	市町村社協の管理職を対象に経営・財務、または労務管理に関する研修を実施する。
		相談・個別訪問事業の実施	15回	通年	各市町村社協	全市町村社協を5年に1回を目標に訪問し、市町村社協の運営状況や事業の実施状況等を把握し、今後の事業展開に活かすとともに、連携を深める。また、必要に応じ公認会計士等の専門家と連携を図る。
	イ) 地域福祉活動計画の策定支援	【新規】市町村地域福祉活動計画策定支援事業の実施	1回 (1日) 30名	8月	福島市	計画策定に向けた取り組みを支援するため、市町村社協を対象とした学習会を開催する。
			随時	通年	3市町村社協	計画策定に向けた取り組みを支援するため、策定に取り組む県内3市町村社協に対し助成を行う。
	ウ) 公益的な取組の推進	【新規】社協と施設の連携による「地域における公益的な取組」推進モデル事業の実施	随時	通年	3地区	地域を同じくする社会福祉法人が、地域課題（ニーズ）を共有し、連携しながら地域課題（ニーズ）を解決する仕組みを構築する。
②市町村社協との協働	ア) 市町村社協連絡協議会活動の充実	会長会（全体会）の開催	2回	6月 2月	郡山市	市町村社協間の連絡調整・情報交換、福祉課題の共有化を図り、課題の解決や基盤強化に努めるとともに、必要に応じ行政等に対する要望活動を実施する。
		事務局会長役員会の開催	2回	8月 2月	郡山市	
		要望活動の実施	1回	9月	福島市	
		地区連絡会の開催	2回	7月 1月	5地区	

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		専門委員会の開催	4回	5月 7月 9月 11月	郡山市	市町村社協職員に必要な知識を学ぶ研修プログラムづくりについて検討する。
		専門委員会方部会議の開催	1回	12月		専門委員会で検討された事項等について各地区において協議を行うとともに、地区内の各社協の情報交換等を行う。
		社会福祉トップセミナーの開催	1回	2月	郡山市	市町村社協の役員等を対象に、共通する課題等を踏まえ、社協としての今後のあるべき姿を学ぶ。
		市町村社協現状調査の実施	1回	4月		市町村社協連絡協議会の重点活動項目に関する取組状況等について調査し現状を把握するとともに、市町村社協間の情報交換の資料とする。
	イ) 市町村社協における人材育成	社協職員研修(事務局長等)の開催	1回 (1日) 59名	5月	福島市	社協の事務局長として、社協の目指すべき方向を再確認するとともに、社協の運営等に必要な知識等を学ぶ。
		社協職員研修(中堅職員)の開催	1回 (2日) 30名	8月	福島市	社協の中堅職員として必要な知識・技術を学ぶ。なお、生活支援相談員や現業の職員も対象とする。
		社協職員研修(新任職員)の開催	1回 (2日) 30名	6月	福島市	社協の新任職員として必要な知識・技術を学ぶ。なお、生活支援相談員や現業の職員も対象とする。
		【新規】生活支援体制整備事業担当職員研修の開催	2回 (1日) 30名	4月 9月	郡山市	生活支援コーディネーター等の育成と事例共有、情報交換を行うことで本事業の推進を図ることを目的とする。
		【新規】コミュニティソーシャルワーク研修の開催(再掲)	1回 (2日) 30名	7月	福島市	社協職員に必要とされるコミュニティソーシャルワークのスキルを学び、地域福祉の実践に活かすことを目的に開催する。
		推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容	市町村社協職員便覧の作成	1回	6月	
ブロック会議の開催・全国会議等への参加	随時		通年	各地	本県においてブロック会議開催、会議情報・各種資料の収集と資質の向上を図る。	

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目10】

社会福祉施設等との協働・支援

社会福祉制度・施策の動向を踏まえ、各種別施設による事業活動を推進する。また、セミナー等を開催し、それらを経営する社会福祉法人としての取り組みを推進する。さらには施設や法人の機能を活かし地域の生活課題等に対応する地域における公益的な取組を推進するため、各種別部会・協議会との連携による取組を行う。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉施設等との連携	ア) 部会・協議会活動の推進	障がい児者福祉施設協議会活動の推進	総会1回 役員会4回 委員会9回 研修会2回 広報誌等	通年	県内	制度動向を踏まえた研修等により職員の資質向上を図るとともに、各施設・事業所の課題を把握し、必要に応じて要望活動につなげていく。また、地域の社会資源として地域の生活課題・福祉課題に対応する、地域における公益的な取組を推進するため、社会福祉法人経営者協議会と連携し取組む。
		地域包括・在宅介護支援センター協議会活動の推進	総会1回 役員会3回 委員会5回 研修会2回 広報誌等	通年	県内	地域包括・在宅介護支援センターには既存の縦割りシステムに捉われない制度横断的な対応が期待されており、研修等を通じて職員の資質向上とセンターの機能強化を目指す。また、地域の生活課題・福祉課題を踏まえた社会福祉法人による地域における公益的な取組に協力し、その推進を図る。
		児童福祉施設部会活動の推進	総会1回 定例会3回 ブロック大会 職員研究会 広報誌等	通年	県内	児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進等について定例会等で協議し、その課題解決のために、里親会やファミリーホーム、自立援助ホームなど関係機関への働きかけや連携の強化を図る。また、東北ブロック児童養護施設研究協議会（福島大会）を開催する。また、地域の社会資源として地域の生活課題・福祉課題に対応する、地域における公益的な取組を推進するため、社会福祉法人経営者協議会と連携し取組む。
		母子生活支援施設部会活動の推進	総会1回	通年	県内	母子生活支援施設の課題整理を行い、その課題解決のために関係機関への働きかけや連携の強化を図る。また、地域の社会資源として地域の生活課題・福祉課題に対応するため、社会福祉法人による地域における公益的な取組に協力し、その推進を行う。
	イ) 社会福祉法人経営者協議会との連携	社会福祉法人経営者協議会活動の推進	総会1回 理事会3回 研修会6回 委員会3回 セミナー2回等	通年	県内	改正社会福祉法施行後の取組みについて、全国経営協と協働した取り組みを行う。また、各法人による地域での公益的な取組の推進を図るため、各種別部会・協議会との連携の場を設定するとともに、方部ごとの懇談会を開催することにより、各法人の経営課題の把握や、地域における公益的な取組に関する情報交換の場を設ける。また、青年部会を中心とした研修会等を企画・実施し、職員の資質向上に取り組む。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
推進項目に関し、活動推進 計画にある実施計画・内容 のほかに実施する内容		【新規】 社会福祉法人経営者 協議会各地区情報交 換会の開催	随時	通年	3地区	地域を同じくする社会福祉法人が、地域課 題（ニーズ）を共有し、連携しながら地域 課題（ニーズ）を解決する仕組みを構築す る。
		社会福祉施設関係団 体等との連携		通年		県内の社会福祉施設関係団体等との連携 し、本会事業の推進及び必要な要望活動等 を行う。
		教員免許取得介護等 体験事業の実施		通年		義務教育教員免許志願者の介護等体験を行 うにあたり、社会福祉施設等の受入れ調整 を行う。
		聖マリア児童福祉基 金運営事業・支援機 構あすなろ教育支援 基金（助成事業）		通年		県内の児童養護施設の児童に対し就学・就 職に際し必要な支度費を支援する。
		児童養護施設退所者 等自立支援資金貸付 事業の実施		通年	通年	児童養護施設等を退所して就職・進学した 者のうち、保護者がいない等の状況にある 者に対し、一定期間、生活基盤の安定を図 るため家賃相当額や生活費等の貸付を行 い、自立支援を促進する。

基本目標5＞

平成30年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目11】

民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

民生委員・児童委員の階層ごとに必要な知識と技術等を得るための研修を企画する。
 また、民生委員・児童委員の互助と共励を基盤に、活動の充実振興を図る。
 平成31年度本県において開催予定の第88回全国民生委員児童委員大会に向けた準備について支援する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援	ア) 研修体系の検討と研修内容の充実	民生児童委員協議会会長研修会の開催	1回	9月		単位民児協の会長・副会長を対象に、民児協の運営や地域の活動支援を進めるうえでのポイントなどを学ぶための研修を実施する。
		中堅民生委員・児童委員研修会の開催	3回	10月 11月	3方部	地域の福祉課題を住民とともに理解し、その課題解決に取り組むにあたって必要な知識や技術を学ぶための研修を実施する。
		新任民生委員児童委員研修会の開催	1回	12月		新たに委嘱された民生委員・児童委員が活動に取り組むにあたって必要な基本的な事項等を学ぶための研修を実施する。
		相談援助研修会の開催	3回	8月 9月	3方部	相談援助に関する基本的な知識と技術を身に付けるための研修を実施する。
		メンタルヘルス研修会の開催	2回	2月 3月	2方部	被災者や避難者に対し、日頃から相談支援活動を実施している民生委員・児童委員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施する。
	イ) 県民児協の重点事業との協働・支援	指定民児協への助成	随時	通年		29・30年度の新規指定民児協（2民児協）へ助成を行い、活動を支援する。
		互助給付事業の実施	随時	通年		民生委員・児童委員の互助と共励を基盤に、活動の充実振興を図る。
		第88回（平成31年度）全国民生委員児童委員大会開催に向けた準備支援	随時	通年		平成31年度本県において開催予定の第88回全国民生委員児童委員大会に向けた準備について支援する。
		ブロック会議の開催	1回	6月		連携、情報交換を目的に会議を開催する。

基本目標 5 >

平成30年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目12】

地域課題の解決に向けた

社会福祉法人の公益的な取組

本会総合企画委員会を「公益的な取組」の推進機関として位置付け、各種別部会・協議会等の内部組織が実施する会議、委員会活動、研修等の支援を行うとともに、担当者研修、セミナー、取組事例の紹介、地域での情報交換の場づくり等を行い、社会福祉法人の主体的な「公益的な取組」を推進する。

また、本会が実施する生活困窮者等への支援事業対象者のうち、既存の制度では対応できない課題に対応するため、自立生活訓練・就労体験、就職準備等の支援を本会の「公益的な取組」として実施する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①組織的な公益的な取組の推進	ア) 総合企画委員会	【新規】 総合企画委員会による推進	3回	6月 8月 2月	福島市	本会の公益的な取組を推進するため、その方策等について協議するとともに、各部会・協議会等と連携し、県内各社会福祉法人の公益的な取組を支援する。
	イ) 社会福祉法人経営者協議会をはじめとする各種別部会・協議会に対する活動支援	【新規】 各種会議、研修等を通じた社会福祉法人の主体的活動の支援	随時	通年		内部組織である社会福祉法人経営者協議会、各種別部会・協議会及び市町村社協連絡協議会の各種会議、研修等を通じ、公益的な取組に対する各社会福祉法人の主体的な活動を支援する。
②人材育成の推進	ア) 人材の育成	社会福祉法人の地域における公益的な取組担当者研修会の開催	1回			地域課題（ニーズ）に気づき、地域を支える多様な取組を進めていくために必要な技法を学ぶ研修を行う。
		社会福祉法人の地域における公益的な取組推進セミナーの開催	1回			事例からその取組方法を学び、社会福祉法人が地域に果たす役割について考えるセミナーを行う。
③社会福祉法人の連携の推進	ア) 社会福祉法人の地域における情報交換会の開催等	【新規】 社会福祉法人経営者協議会各地区情報交換会（再掲）	2回	通年	県内8か所	地域を同じくする社会福祉法人が、地域課題（ニーズ）を共有し、連携しながら地域課題（ニーズ）を解決する仕組みを構築する。
		【新規】 社協と施設との連携による地域における公益的な取組推進モデル事業（再掲）	随時	通年	3地区	
④公益的な取組の現状把握、情報提供、情報共有の推進	ア) 調査の実施	【新規】 公益的な取組に関する調査の実施	1回			市町村社協連絡協議会及び各種別部会・協議会等において公益的な取組の状況について把握し、今後の推進について課題等を整理する。
	イ) 事例の収集	【新規】 公益的な取組事例の収集	随時	通年		市町村社協連絡協議会及び各種別部会・協議会等において公益的な取組の事例について収集し、各社会福祉法人や県民への情報発信に活用する。
	ウ) 効果的な広報	【新規】 ホームページによる事例紹介	随時	通年		県内社会福祉法人の取組を広く県民に情報発信するため、本会ホームページにより各取組の「見える化」を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
⑤生計困難者自立支援事業の実施	ア) 緊急的支援、自立生活訓練・就労体験支援、就職準備支援の実施	生活困窮者や矯正施設退所者等への緊急的支援	随時 年20件	通年	生活困窮者は46町村居住者 矯正施設退所者は 県内全域	本会が実施する生活困窮者自立支援事業対象者及び地域生活定着支援事業対象者等のうち、他の制度・支援が利用できない生計困難者で、緊急的支援により自立した生活が期待できる方に対し、緊急的に日用品・暖房器具等の現物を購入し支給する。
		生活困窮者や矯正施設退所者等への自立生活訓練・就労体験支援	随時 年15件	通年	生活困窮者は46町村居住者 矯正施設退所者は 県内全域	本会が実施する生活困窮者自立支援事業対象者及び地域生活定着支援事業対象者等のうち、福祉施設等での自立生活訓練・就労体験による支援が必要であるが、既存制度・支援が利用できず資金が不足する方に対し、福祉施設等で自立生活訓練・就労体験を行うにあたり、不足する必要な経費を助成する。
		生活困窮者や矯正施設退所者等への就職準備支援	随時 年15件	通年	生活困窮者は46町村居住者 矯正施設退所者は 県内全域	本会が実施する生活困窮者自立支援事業対象者及び地域生活定着支援事業対象者等のうち、就職をするにあたり衣食住や諸手続きに係る準備のための支援が必要であるが、既存制度・支援が利用できず資金が不足する方に対し、不足する必要な経費を助成する。

平成30年度重点目標

東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

(1) 避難者の自立に向けた支援活動

行政機関・市町村社会福祉協議会・避難者（被災者）を支援する専門機関等と協働・連携し、避難者の自立再建に向けての支援活動を行います。活動にあたっては、避難者の「健康不安と自立再建不安の解消」と「孤立化防止」を目指します。

また、避難者生活の実態と活動上の課題を把握・整理し、国・県への提言活動を行います。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①被災者・避難者の生活支援	ア) 生活支援相談員の階層・テーマ別研修の実施	生活支援相談員基礎研修の開催	2回 (1回2日)	5月 10月	福島市 郡山市	新たに雇用された生活支援相談員に対して基礎的な知識を学ぶ研修を行う。
		主任生活支援員研修の開催	2回 (1回1日)	6月 12月	福島市 郡山市	主任生活支援員としての業務知識を学ぶ研修を行う。
		テーマ別研修の開催	3回 (1回1日)	7月 9月 11月	福島市 郡山市	生活支援相談員活動での課題を取り上げその課題をテーマにした研修を行う。
		放射線リスクコミュニケーション研修の開催	2回 (1回1日)	6月 10月	福島市 富岡町	避難者（被災者）の生活再建に向けた相談活動に活かしていくため、放射線リスクコミュニケーションに関する知識等を学ぶ研修を行う。
	イ) 避難元・避難先社協間及び関係機関・団体との連携	生活支援相談員配置市町村社協連絡会議の開催	2回	6月 2月	福島市	生活支援相談員配置市町村社協の課題等を共有するとともに、連携を図る。
		避難元及び避難先社協、関係機関・団体との地区連絡会議の開催	通年	4月～ 6地区	県内各地	避難元及び避難先社協、関係機関・団体との間で、避難者の生活再建に向けた支援並びに生活支援相談員の活動や課題について情報共有を図る。
		被災者生活支援調整会議の開催	2回	6月 2月	(県域) 福島市 (地区) 県内各地	避難者（被災者）支援を行う市町村社協及び市町村、関係支援団体、国及び県行政関係部局等が、円滑で効果的な支援活動を行えるよう、情報共有と支援活動の調整を図る。
		避難者生活再建支援システムの運用	通年	通年		生活支援相談員の相談活動を効果的に支援する「避難者生活再建支援システム」の運用を行う。
		生活支援相談員等の相談活動の広報	通年	随時		ホームページ及び広報誌等により、生活支援相談員の相談活動並びに避難者（被災者）の状況を積極的に広報する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
		市町村社協訪問支援 事業の実施	通年	6月		市町村社会福祉協議会に配置している生活 支援相談員の活動状況と抱えている課題を 確認し、情報共有と共通認識や具体的な支 援活動に繋げるために訪問支援を行う。
		【新規】 専門アドバイザーの 派遣	通年	通年		生活支援相談員が抱える支援困難事例の解 決を図るため、専門アドバイザーを派遣し 生活支援相談員活動を支援する。
	ウ) 「避難 者自立支援 中期ビジョ ン」の進行 管理	生活再建に関する調 査の実施 【新規】 「避難者自立支援中 期ビジョン」の策定	通年	通年		生活再建に関する各種調査を行い、関係機 関・団体と課題等共有を図る。 生活支援相談員の活動充実を図るために、 「避難者自立支援中期ビジョン」を策定す る。
②被災者・ 避難者のコ ミュニティ 再生支援	ア) 避難社 協が行う帰 還後のコ ミュニティ 再生に向け た支援	地域福祉活動計画の 策定支援（再掲）	通年	随時		帰還後のコミュニティ再生に向け、市町村 社協が取り組もうとする地域福祉活動計画 の策定支援を行う。
	イ) 避難先 における避 難者を含め たコミュニ ティづくり 支援	市町村社協地区連絡 会の実施、並びにコミュ ニティ・ネットワーク研修の開 催（再掲）	通年	随時		避難者（被災者）が新たに居住する地域の コミュニティに不安なく円滑にとけ込める ための課題等を把握するとともに、地域福 祉の実践に活かすための研修を開催する。

平成30年度重点目標

東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

(2) 生活復興ボランティア活動への支援

東日本大震災から7年を迎え、復興・災害公営住宅への住み替えや避難指示解除に伴う帰還が進む中で、ボランティア活動のあり方を考え、各地域に応じた支援を行う。

また、県内の生活復興ボランティア活動に関するニーズ等を把握し、その理解を促すためにホームページ等で福島県の現状を正しく情報発信する。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①市町村社協における生活復興ボランティア活動への支援	ア) 生活復興ボランティア活動を行う人材の育成支援	【新規】コミュニティソーシャルワーク研修の開催(再掲)	1回	7月	郡山市	社協職員に必要とされるコミュニティソーシャルワークのスキルを学び、地域福祉の実践に活かすことを目的に開催する。
		ボランティア・福祉教育担当者研修の開催(再掲)	1回	10月	郡山市	各市町村社協ボランティアセンターにおける取り組みを共有し、ボランティア・福祉教育担当職員の資質向上を目指す。
	イ) 生活復興ボランティア活動に関する情報収集・提供等	積極的な情報収集・提供(再掲)	随時	通年		全国からの支援の申し出や助成金に関する情報、県内外の生活復興ボランティア活動に関する取り組み事例等について、情報収集・提供を行う。

東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

(3) 被災地福祉・介護人材確保支援

相双地域等の介護人材不足に対応するため、県外から就労する者及び避難解除区域へ帰還して就労する県内避難者に対し、研修費や就職準備金の貸付を行う。

また、施設等と連携・協働して浜通り地域の福祉・介護の人材確保のための情報発信及び啓発活動を行う。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①奨学金貸付制度の利用促進	ア) 奨学金貸付制度の周知・広報活動の強化	ポスター掲示、広告掲載等の周知広報及び介護福祉養成校、ハローワーク訪問による広報活動の実施	随時	通年	東北地方・関東地方を中心とした全国エリア	公共交通機関・施設等へのポスター掲示や広告媒体を通じて貸付制度の更なる周知を図るとともに、介護福祉養成校、ハローワーク、避難者支援機関等を訪問して貸付事業の周知と協力要請活動を行う。
	イ) 相双地域等の介護保険施設等との連携強化	県内外での事業説明及び施設見学・交流バスツアー等の実施等	随時	通年	東北地方・関東地方を中心とした全国エリア	介護保険施設等と協働・連携して、県内外の就職フェアやイベント等を通じて事業説明、広報活動を行う。この他、相双地域等への施設見学・交流バスツアーを行い、貸付制度の利用促進を図る。

組織基盤

適切な法人運営のため、会計監査人を新たに設置し、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図る。

本会会員として未加入の施設・事業所に対して、本会活動への理解を求め、会員加入を促進する。また、社会福祉に対する支援者の増加のため、企業等に対する特別賛助会員加入の勧奨を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①適正な法人運営	ア) 理事会 ・評議員会 ・監事会機能の充実	理事会 評議員会 監事会 副会長会 評議員 選任・解任委員会 会計監査人 による監査	4回 4回 2回 2回 1回 2回	5月 9月 12月 3月	福島市	法人の適切な運営を図るため、各種会議等を開催する。
	イ) 専門機関の活用	専門家等の指導による組織の安定化と適正な法人運営	随時	通年		組織の安定化を図り、適正な法人運営を行うために、必要により公認会計士、社会保険労務士等、専門家の指導を受ける。
	ウ) 福島県総合社会福祉センターの運営	センター入居団体連絡会議の開催	1回	4月	福島市	本センターの運営に関して、各入居団体と情報を共有し、意見や提案などをセンター運営に反映させる。 また、本センターの今後のあり方について随時検討します。
		防災訓練の実施	1回	11月	福島市	消防法の規定に基づき自衛消防隊を組織する。また、本センター消防計画を策定し、防災訓練を行う。
②危機管理体制の強化	ア) 個人情報保護の徹底	「個人情報保護に関する方針」及び「個人情報取扱業務概要説明書」の周知・徹底	随時	通年		「個人情報保護に関する方針」について職員への周知・徹底を図る。また、事業毎に策定する「個人情報取扱業務概要説明書」を必要に応じて見直す。
	イ) 苦情解決体制の充実	要望・苦情に対する組織的な対応	随時	通年		本会に対する要望・苦情に組織的に対応できるように、職員に対する研修等を実施する。
③会員制度	ア) 一般会員の加入促進	未加入事業所への加入促進	随時	通年		本会会員として未加入の施設・事業所に対して、会員加入への理解を求めながら、計画的な加入促進を図る。
	イ) 特別賛助会員の加入促進	特別賛助会員加入の積極的な勧奨	随時	通年		社会福祉への支援者をさらに募るため、特別賛助会員への加入勧奨を行う。

財政基盤

常に経費削減に努めながら、中長期的な財政基盤の安定化について検討を進めるとともに、補助・委託事業について適切な運営経費を確保するための要望活動を行政及び議会に対して積極的に行う。
 また、福島県総合社会福祉センターの建替等についての具体的な検討を行う。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
安定的な財政基盤の確立	ア) 適正な補助金・委託金の確保	次年度に向けた補助金・受託金確保のための予算要望活動	2回	9月		平成31年度に必要な補助金・受託金の確保に向けて、県議会各派及び県保健福祉部等に対して予算要望活動を実施していく。
	イ) 自主財源の確保	幹旋・紹介手数料等の増収	随時	通年		自主財源の確保のため、火災保険や自動車保険、がん保険、自動車リースなど、本会が紹介代理店等として取り扱うことができる商品を積極的に周知・広報して、幹旋・紹介手数料の増収に努めていく。
		民間資金の活用	随時	通年		赤い羽根共同募金や民間資金を積極的に活用し、本会が行う自主事業を展開する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		福島県総合社会福祉センターの建替等についての検討	随時	通年		福島県総合社会福祉センターの老朽化等による建替等について、資金計画も含めた具体的な検討を行う。

事務局体制

本会の事業展開や福祉関係の制度動向を踏まえ、効率的な事業運営を行うための事務局体制及び事務分掌・人員配置を検討する。
また、職員の資質並びに職務能力の向上を図るため、すべての職員が個人研修計画を策定するとともに、全体研修により課題に関する職員の共通理解を深める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
事務局体制 の充実強化	ア) 事務局 組織・分掌 事務の検証	効率的な事務局組織 の検討	随時	随時		本会事業を効率的・効果的に運営するため、事務局体制、事務分掌及び人員配置について検討する。
	イ) 職員の 資質向上	研修計画に基づいた 個人及び全体研修の 実施	随時	通年		本会職員として求める人材を育成するため、職場全体の研修計画及び個人研修計画を策定し、効果的な研修を行う。
推進項目に関し、活動推進 計画にある実施計画・内容 のほかに実施する内容		衛生委員会の開催	12回	毎月		労働安全衛生法の規定に基づき、本会に衛生委員会を設置し、職員の衛生に関する事項を調査審議する。